

平成21年11月

滋賀県議会定例会議案

(議第225号 別冊)

滋賀県環境総合計画

目 次

	頁
はじめに	
1 滋賀県環境総合計画の改定の経緯	1
2 計画の性格と役割	1
3 計画期間	2
第1章 滋賀の環境の現状と課題	
1 社会的背景	2
2 滋賀の環境の現状・課題	6
第2章 長期的な目標	
1 目指すべき将来の姿	10
2 持続可能な滋賀社会の実現に向けた長期的な目標	10
3 施策展開の基本的な視点	12
第3章 施策の方向	
第1節 持続可能な滋賀社会の構築に向けた人育ち・人育て	13
第2節 持続可能な滋賀社会の構築に向けた基盤づくり	15
第3節 各分野別の環境施策の推進	18
3-1 地球温暖化対策	18
3-2 自然環境	21
3-3 景観・歴史的環境	24
3-4 水・土壌環境	26
3-5 大気・化学物質・その他の快適環境	29
3-6 廃棄物・資源循環	30
第4章 重点プロジェクト	
1 「みるエコおうみ」プロジェクト	33
2 「しが炭素基金」プロジェクト	33
3 「農産物の地産地消の確立」プロジェクト	34
4 「県産木材の利用促進」プロジェクト	35
5 「持続可能な交通システム」プロジェクト	36
6 「わが家もソーラー発電所」プロジェクト	37
7 「琵琶湖と暮らしの関わり再生」プロジェクト	38
8 「琵琶湖の生きものにぎわい再生」プロジェクト	38
9 「水環境の保全」プロジェクト	39
第5章 計画の円滑な推進	
1 関係諸計画への確実な位置付け	39
2 計画の進行管理・見直し	39
3 環境への配慮のための指針	40

はじめに

1 滋賀県環境総合計画の改定の経緯

県では、「滋賀県環境基本条例(平成8年3月制定)」に基づき、県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成9年9月に「滋賀県環境総合計画」を策定しました。

その後、「循環型社会形成推進基本法(平成12年6月)」や「琵琶湖総合保全整備計画(平成12年3月)」(以下、「マザーレイク21計画」という。)など新たに定められた法令や計画および社会情勢の変化を踏まえて同計画を改定し、平成16年3月に「新滋賀県環境総合計画」を策定しました。

「新滋賀県環境総合計画」では、「持続可能な発展をする社会の構築」を長期的な目標とし、暮らしや事業活動の中で、だれもが自然に環境改善に取り組むことができる社会(環境を内部化した社会)を目指すことを基本に施策の展開方向を示しました。また、同計画は目標年度を平成22年度としておりますが、基本施策などの展開方向は平成15年度から平成19年度までとし、おおむね5年後に社会経済情勢に応じて見直すこととしました。

同計画の下での施策の展開や県民・事業者などによる取組の結果、暮らしや事業活動に伴う環境負荷の低減には一定の進展がありました。例えば、琵琶湖へ流入する汚濁負荷量が着実に削減されたほか、資源化されない産業廃棄物量が大幅に削減されたり、県民の買い物袋持参率や事業所のISO14001認証取得率が上昇したことなどの成果がみられます。

一方で、より表面化・顕在化してきた環境課題も少なくありません。特に地球温暖化、資源の枯渇や生物多様性の喪失など、地球規模での危機感が高まっています。

また、琵琶湖における底層部の低酸素化、水草の大量繁茂、外来動植物の侵入、有害鳥獣による被害、産業廃棄物や土壌地下水汚染など地域固有の課題も深刻となっています。

こうした様々な環境課題に対応し、滋賀県が持続的に発展していくための指針として、平成20年3月に「持続可能な滋賀社会ビジョン」を策定しました。

持続可能な滋賀社会ビジョンでは、2030年(平成42年)の目指すべき社会像と、その実現に向けての長期目標や対策・施策の基本方向などを示していますが、これらを環境に関わる諸計画や施策に確実に反映させるため、「新滋賀県環境総合計画」を改定しました。

2 計画の性格と役割

(1) この計画は、「滋賀県環境基本条例」第12条に基づき策定する県の環境行政の基本計画であり、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向などの重要事項を定めるものです。

(2) 同条例第13条では、県は施策の策定および実施に当たって環境総合計画との整合に努めるものとされており、また、環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとされています。

(3) この計画は、県の最上位計画である「滋賀県基本構想」や「持続可能な滋賀社会ビジョン」を踏まえつつ、マザーレイク21計画とも整合を図りながら策定しました。このためこの計画

は環境に関する個別計画などの指針として活用を図ります。

- (4) この計画で対象とする環境とは、自然環境、生活環境、文化的環境（歴史的環境および風景）および地球環境とします。

3 計画期間

この計画の計画期間は、平成21年度(2009年度)から平成25年度(2013年度)までの5年間とします。

なお、「滋賀県基本構想」および「持続可能な滋賀社会ビジョン」で示された目指すべき将来(2030年)の姿の実現に向けて、長期的な目標とこれに基づく平成25年度(2013年度)までの施策の基本方向を示します。

第1章 滋賀の環境の現状と課題

第1章では、今後の環境施策を実施する上で、前提となる滋賀の環境の現状と課題を把握します。具体的には、環境施策を考える上で踏まえるべき社会的背景を整理した上で、滋賀県の環境の現状と施策につながる課題を分野別に示します。

1 社会的背景

(1) 人口減少・高齢化の進行

○ 我が国の人口は、平成17年(2005年)に減少局面を迎え、平成27年(2015年)には1億2,543万人、平成42年(2030年)には1億1,522万人と減少を続け、平成58年(2046年)には1億人を割り込む推計となっています。また、老年人口割合は上昇を続け、平成42年(2030年)には約3人に1人が65歳以上となることが見込まれています。

○ 県の人口は、湖南地域を中心とした人口流入により、今後も当面増加を続けますが、平成27年(2015年)前後をピークに減少に転じ、平成42年(2030年)には136.8万人になると予測されています。老年人口割合については、我が国全体の中では、比較的上昇幅は小さいものの、平成27年(2015年)には約4人に1人が65歳以上となるなど、高齢化の進行が予測されています。

○ 県の世帯数は、人口が減少に転じる平成27年(2015年)頃以降も増加を続け、平成37年(2025年)には、約55万世帯となることが予測されています。また今後、単独世帯が最も多くなることが予測され、平成37年(2025年)には約16万世帯と、全体の約3割を占めることが見込まれています。

また、高齢世帯（世帯主が65歳以上の世帯）についても、平成37年(2025年)には約17万世帯となり、全体の約3割を占めるなど、単独世帯、高齢世帯の増加が見込まれています。

【環境側面からの視点】

- 中長期的に見て、人口減少が環境負荷を低減させる面がある一方、労働力人口の減少も招くことで経済成長の鈍化などによる環境保全のための支出減少など、環境にマイナスの影響を与

える面も懸念されることから、多様な就労環境の確保や労働生産性の向上などが求められます。

- 高齢化の進行や世帯数の増加による生活形態の変化が、民生部門（家庭や医療・福祉業務）におけるエネルギー消費量の増加につながるものが心配されます。

(2) 産業・経済の動向

- 県内総生産は、平成18年度で6兆863億円（名目）と、国内総生産の約1%です。地理的特性などから日本有数の内陸工業県となっており、全産業中で第2次産業の占める割合は、平成18年度で46.7%と全国平均の26.7%を大きく上回り、全国1位となっています。
- 県内総生産に占める第3次産業の割合は、平成18年度で54.9%と全国平均の75.9%を大きく下回っていますが、サービス業の拡大により、その割合は年々増加し、今後も拡大が予想されます。その一方で、第1次産業は、海外からの輸入農産物への依存度の高まりによる米の消費量の減少や農業従事者の高齢化による生産構造の弱体化などを背景に、その割合を大きく減少させ、平成18年度には0.7%となっています。
- 企業の海外への進出件数の推移を見ると、全国的には横ばい状態で推移していますが、県では平成10年(1998年)以降、中国を中心とするアジア地域への企業進出が増加しています。また、外国人労働者の受け入れも増加しています。
- 中国・インドなどの新興国の経済発展に伴い、世界の資源・エネルギー需要は急速に高まっており、資源獲得競争の激化が予想されます。こうした中で、エネルギーや原材料価格を製品価格に転嫁しにくい中小企業では、原油・石油製品の価格上昇によって収益に影響があるとした企業が、平成19年(2007年)で89.7%となるなど、影響も大きいものと考えられます。
- 地球温暖化問題の深刻化などにより、企業への環境制約が今後益々高まることが見込まれる一方で、世界の環境ビジネス市場は、平成18年(2006年)に約6,920億ドルの規模となっており、平成8年(1996年)からの10年間で約1.4倍に成長したとされています。今後も環境に関わる市場・雇用の規模が拡大することが見込まれる中、海外企業を主要な競争相手としている日本企業では、環境制約への対応が企業の強みとなり自社の競争力が高まると考えている企業が4割に達しています。

【環境側面からの視点】

- 第2次産業を中心とする県の産業活動は、今後、省資源・省エネルギーの徹底など環境制約への対応が一層求められます。
- 環境市場が拡大する中、自動車の排出ガス規制への対応が世界市場での日本製自動車の躍進の一因となったように、投資や技術開発などを通じ、今後の環境市場において我が国が優位性を発揮できる可能性があります。
- アジアを中心とする経済成長に伴い、資源・エネルギーの需要の増加による、資源の価格上昇や枯渇が懸念されることから、省エネ・省資源型の産業技術がさらに普及することが求められます。
- 平成20年(2008年)、100年に一度といわれる金融危機に陥り、世界経済は大変厳しい状況に

あります。しかし、こうした状況は、環境・エネルギーを景気・雇用対策の核として不況の克服を図りながら、その過程で環境と共存する持続的な産業・経済の発展が可能となる仕組みづくりやその実践に向けた取組を進めることができる好機であるとも捉えることができます。

(3) 地球的規模の環境問題の深刻化

- 平成19年(2007年)に発表されたIPCCの第4次評価報告書は、地球温暖化は、人間活動に起因する温室効果ガスの増加が原因であるとほぼ断定しました。また、今後も化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現する社会が続けば、年平均気温は約4.0(2.4～6.4)℃上昇し、海面上昇、水資源の枯渇、食糧危機など様々な影響が予測されると報告しています。
- 今後、中国・インドなどアジア諸国を中心とした急速な経済成長などに伴い、世界全体における資源・エネルギー需要の増加が見込まれることから、世界全体での二酸化炭素の排出量については、平成42年(2030年)には、平成17年(2005年)比で約50%増加すると見込まれます。
- 県においても、温室効果ガスの排出削減の追加的対策がとられない場合、平成42年(2030年)には平成2年(1990年)比で約1割の排出量の増加が見込まれます。
- 現在、66億人の世界の人口は、平成62年(2050年)には92億人になることが予測されており、食料需給がひっ迫する可能性が指摘されています。特に我が国の食料自給率は、平成18年度で39%、県では51%であり、その影響が大きいものと考えられます。
- アジアを中心とする経済成長と人口増加を背景に、世界的に廃棄物の発生量が増大しており、平成62年(2050年)には、平成12年(2000年)の2.1倍になると予測されています。また、中国などの旺盛な資源需要を反映して、再生資源などの国際移動が活発化しており、その一例として、我が国のプラスチックくずの輸出量は平成10年(1998年)から平成16年(2004年)の間に6倍以上に増加しています。
- 我が国は、変化に富んだ地形や気候などを反映し、固有種をはじめ多くの希少種が生息・生育する豊かな生物多様性を有していますが、開発などを背景に生態系の破壊・分断・劣化が危惧されています。また、外来種の侵入や地球温暖化などの人為的環境変動により生態系への影響が懸念されています。
- 近年、日本国内での光化学スモッグ注意報の発令や黄砂の発生頻度が高まっており、経済成長が著しい東アジア地域での環境変化により、大気汚染物質が国境を超えて我が国へ影響を与えている可能性も指摘されています。

【環境側面からの視点】

- 温室効果ガス(京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が削減対象となっています。)の排出量削減のため、太陽光、風力やバイオマスなど、化石燃料に代わるエネルギーが、産学官の適切な役割分担の下でのコスト低減や技術開発により、本格的に導入されていくことが期待されます。
- 食料の6割を海外に依存する我が国では、食料自給率の向上を図るとともに、輸送にかかる

エネルギー消費の削減が求められます。

- 開発行為や地球温暖化などによる生物多様性の危機に対し、長期的な視点に基づいて、NPO、企業、行政など様々な主体による取組が求められています。
- アジア地域の経済成長により、資源価格の高騰や大気汚染の国境を越えた拡大など、我が国への影響が懸念されることから、国際環境協力の必要性が一層高まります。

(4) 県民・事業者の環境意識と行動

- 県では昭和52年(1977年)5月、琵琶湖に大量の淡水赤潮が発生したことを契機に、県民が主体となり、その発生原因の一つであるリンを含む合成洗剤の使用をやめ、粉せっけんを使おうという運動、いわゆる「せっけん運動」が展開され、「富栄養化防止条例」制定のきっかけとなりました。せっけん運動以降も、琵琶湖の水環境を保全するための県民一人ひとりの自主的な取組とともに、NPOや企業などの各団体においても、流域ごとの取組や身近な暮らしの中から水環境を見つめ直す活動が実践されるなど、環境保全への多様な活動が展開されています。
- 環境の保全を定款上の活動の種類として掲げるNPO法人の数は年々増加し、平成20年(2008年)3月末現在で178と県内NPO法人全体の45.5%を占め、その割合は全国1位となっています。
- 県におけるこどもエコクラブの会員数およびサポーター数は、平成19年度には平成15年度の約3倍になり、人口あたりのクラブ数も全国2位となるなど、主体的な環境学習が展開されています。
- 県では、琵琶湖の水質保全のために、全国的にも厳しい排水規制を行っていますが、このような中で、県内事業所の排水基準遵守率は平成19年度末で95%と高い努力が認められます。また、事業所におけるISO14001やエコアクション21(EA21)などの環境マネジメントシステムの認証取得割合も高く、ISO14001の認証取得件数は、平成19年度末現在で371件、1,000製造事業所あたりの取得件数は114.2件と全国3位となっています。
- 県民の県政に対する満足度を調査したところ、環境分野に関する県の施策のうち、「琵琶湖の総合保全をはじめとした自然環境の保全」が最も満足度が高い一方で、県政への要望も高くなっています。また、「地球温暖化防止や資源循環など持続可能な社会づくり」についても要望が高くなっています。

【環境側面からの視点】

- 県民や県内企業の環境問題に関する関心や認識の高さを背景に、地域や職場で環境活動への取組が進んできていますが、深刻化する地球温暖化問題などの解決に向け、県民一人ひとりの環境活動のさらなる実践が求められます。
- 県民が期待する「琵琶湖の総合保全をはじめとした自然環境の保全」を県民協働で具体的に進めていくためには、環境にかかる基礎データの収集、環境コミュニケーションや継続的に環境保全活動を実践するための仕組みが求められています。
- 琵琶湖の総合保全や資源循環などの環境問題は、広域的な取組が必要であることから、今後

は滋賀県民のみならず琵琶湖・淀川流域の住民などと環境意識を共有し、協力の輪を広げていくことが求められます。

2 滋賀の環境の現状・課題

(1) 県の概況

○ 滋賀県は、県土のほぼ中央に約 400 万年の歴史を有し、世界でも有数の古代湖である日本最大の湖、琵琶湖を擁しています。また、伊吹、鈴鹿、比良、比叡などの山々に囲まれた豊かな自然環境が形成されています。琵琶湖は、多様な生態系を支える源であるとともに、そのほとりに 9 千年以上前の縄文時代から人々が生活を営んできました。現在では、近畿 1,400 万人の生存と経済的発展を支える重要な水資源となるなど、私たちに様々な恩恵を与え、命をはぐくむ母なる湖「マザーレイク」として、県民の心のよりどころともなっています。

○ 古くから多くの歴史街道を有し、人や物、情報の交流の要衝として栄え、旧街道に連なる家並み、近江商人の屋敷群、古社寺や庭園など歴史的風景や文化財を数多く有しています。このため、琵琶湖を中心として水と緑が織りなす自然と、人々の長い間の営みに培われた、ひろがりつつながりのある特色ある景観が形成されています。

○ 県土 4,017km²の利用形態を見ると、平成18年(2006年)現在で、森林が2,056km²(51.0%)、水面・河川・水路が792km²(19.7%)、農用地が545km²(13.6%)などとなっています。

今後は平成27年(2015年)まで人口の伸びが予測されるものの、増加傾向は鈍化することから、宅地、道路などへの土地利用の転換は縮小することが見込まれます。また、森林については琵琶湖の水源かん養、温室効果ガス吸収源対策、自然環境・景観の保全などに配慮した県土利用が見込まれることから、減少幅は小さくなるものと予測されます。

(2) 地球温暖化

○ 県内(彦根市)の気温の経年変化をみると、1893年から2006年の間に、平均値で約 1.3℃上昇しており、琵琶湖表層の水温も、気温と同様に上昇傾向にあります。

こうした気候の変化に伴い、桜(ソメイヨシノ)の開花は早まり、イチヨウの色づきは遅れる傾向にあります。

今後、さらに地球温暖化が進行することにより、県においても気候の変化や日常生活、琵琶湖などの生態系、米の品質低下の進行など農林水産業などへの影響が懸念されます。

○ 平成18年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、13億 4,000 万トン(CO₂換算)となっており、京都議定書の規定による基準年(平成2年(1990年))の総排出量(12億 6,100 万トン)を 6.2%(7,900 万トン)上回っています。

部門別に見ると、基準年と比較して平成18年度は「業務その他部門」で39.5%(6,490 万トン-CO₂)、「家庭部門」で30.0%(3,830 万トン-CO₂)増加しています。

○ 県の二酸化炭素の総排出量は平成18年(2006年)で、1,187 万トンであり、基準年に対する増減割合はマイナス 9.1%となっています。また、部門別割合は産業部門が48.2%と最も多く、

次いで、運輸部門23.1%、家庭部門15.4%、業務その他部門10.9%となっています。

ア 産業部門の動向

- 県の平成18年(2006年)の産業部門からの排出量は5,722千トンでした。温室効果ガスを大量に排出するセメント工場の縮小や、景気の動向などの社会情勢を背景として、基準年と比較して842千トン、12.8%の減少となっています。

イ 運輸部門の動向

- 県の平成18年(2006年)の運輸部門からの排出量は2,740千トンであり、基準年と比較して157千トン、5.4%の減少となっています。しかし、乗用車を中心として自動車保有台数は増加傾向にあることから、排出量の増加が懸念されます。

ウ 家庭部門の動向

- 県の平成18年(2006年)の家庭部門からの排出量は1,825千トンであり、家庭用機器の多様化や人口の増加などの影響で、基準年と比較して566千トン、45.0%の増加となっています。
- 県では今後も人口および単身世帯の増加が見込まれることや、家電製品をはじめとした耐久消費財の普及率の高さが排出量に影響を及ぼすものと考えられます。

エ 業務その他部門の動向

- 県の平成18年(2006年)の業務部門からの排出量は1,299千トンであり、オフィスのOA化の進展や延べ床面積の増加などにより、基準年と比較して216千トン、20.0%の増加となっています。
- 本県においても、第3次産業が進展する中、沿道型・郊外型の商業施設立地などが進んでおり、排出量削減の追加的対策がとられない場合、さらに排出量が増加することが見込まれます。

【今後の課題】

- 温室効果ガスの大幅な排出削減を行うためには、社会経済制度の大胆な転換や新たな技術の導入が必要です。
- 温室効果ガスの排出量が増加している「家庭部門」、「業務その他部門」や自動車保有台数が増加している「運輸部門」については、ライフスタイルや経済活動との関わりが大きいことから、省資源・省エネルギー行動の徹底など県民・事業者全体の理解と取組が必要です。

(3) 自然環境

- 県には、60種以上の固有種をはじめ、1万種を超える多様な野生生物が生息・生育しています。しかし、「滋賀県で大切にすべき野生生物2005年版」では、県内の684種の野生動植物について絶滅のおそれが指摘されており、2000年版で指摘された509種から大きく増加するなど、近年、個体数の減少や生息・生育環境の悪化が進んでいることが明らかになっています。
- 魚類、鳥類など様々な生物の生息場所としても重要な琵琶湖周辺のヨシ群落の面積は、昭和28年(1953年)には260.8haであったものが、平成19年度末には169.3haと、近年その面積は回復しつつあるものの、大きく減少しています。
- 湖岸の埋め立てや人工護岸化などによる内湖やヨシ群落といった産卵場所の喪失、水位の人

為的操作による産卵・生育環境の急激な変化、外来魚やカワウによる食害などにより、セタシジミなどの貝類や、ニゴロブナ、ホンモロコなどのコイ科の漁獲量が特に減少しています。

○ 南湖では最近10年間で水草の繁茂面積が1.8倍になり、南湖の60%以上を覆うほど異常繁茂しており、その湖底では無酸素状態になるなど、砂地の減少とともに湖底環境を悪化させています。

○ ここ数年、水辺域では、繁殖力が強く大量繁茂につながるおそれがあり、特定外来水生植物に指定されているナガエツルノゲイトウやミズヒマワリが各地で確認されています。

○ 県の森林面積は、県土の51%を占め、そのうち民有林の43.1%は人工林となっています。また、人工林のうち、間伐などの手入れを必要とする9齢級以下の森林は64.3%を占めています。

【今後の課題】

● 農林水産業就業人口の減少、高齢化や生活様式の変化によって森林・湖底をはじめとする自然環境の適切な管理が十分になされなくなったことが指摘されています。また、これまでの開発行為などによって生物の生息・生育域が狭まったこと、外来魚やカワウ、水草など特定の野生動植物が繁殖・繁茂し、本来の生態系のバランスの維持が危ぶまれていることなどから、人と自然の関わりの再構築や、生物多様性の保全への対応が必要です。

(4) 水・土壌環境

○ 琵琶湖の水質は、近年、北湖・南湖ともに窒素、りんは横ばいもしくは減少傾向にあり、富栄養化は抑制されていると評価されます。

しかし、有機汚濁の指標であるCODは、BODとは異なる動きを示し、昭和59年(1984年)以降上昇し、ここ数年高止まりの状況にあります。

○ 琵琶湖に流入する汚濁負荷については、生活排水対策や工場排水規制などのいわゆる点源対策に加え、農地や降雨に伴って道路や市街地などから流出する面源負荷についても対策を実施してきました。主に下水道整備などによる点源負荷の削減により、総量としては着実に減少してきています。

○ 淡水赤潮については、昭和52年(1977年)に初めて発生が確認されて以降、減少傾向にあります。一方、アオコについては、昭和58年(1983年)に初めて発生が確認されて以来、昭和59年(1984年)を除き毎年発生しています。

○ 暖冬であった平成18年度の冬に、「琵琶湖の深呼吸」と例えられる湖水の全循環が、例年より大きく遅れ、平成19年度の秋には、湖底近くの溶存酸素濃度が低水準で推移するなどの現象が現れています。

○ 琵琶湖・瀬田川に流入する主要な24河川の水質は近年良好な値で推移し、BODの環境基準達成状況は、平成8年度以降は70%以上を維持しています。

○ 平成19年度には、これまで地下水汚染の確認された地域のうち、49地域で地下水の定期モニタリング調査を実施しましたが、改善が見られる地域がある一方で、長期にわたり汚染が継続している地域もあります。

【今後の課題】

● 健全な琵琶湖を次世代へ引き継いでいくため、これまでの流入負荷削減などの取組に加え、水質汚濁メカニズムを解明することなどを通じ、CODが徐々に増える傾向や琵琶湖北湖深層部の低酸素化などの課題へ対応していくことが必要です。

● 土壌・地下水汚染の解消と新たな汚染の未然防止に向けた取組が必要です。

(5) 大気・化学物質・その他の快適環境

ア 大気

○ 県の大気汚染の状況を直近5年間で見ると、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）はすべての測定地点で環境基準を達成しているものの、光化学オキシダントは、全地点で環境基準を超えており、国境を越えた大気の流動などによる影響も指摘されています。

イ 化学物質

○ P R T R制度に基づく届出によると、県の化学物質の環境中への排出量は減少傾向にあります。

○ 大気、水質・底質および土壌のダイオキシン類による汚染状況については、すべての調査地点で環境基準を下回っています。

ウ 騒音・振動・悪臭

○ 県の騒音に関する苦情は、年間100件前後で推移しており、平成19年度は97件となっています。発生源別に見ると建設作業騒音が30件(30.9%)と多くなっています。また自動車騒音については、16箇所中8箇所において要請限度を超える結果となっています。

○ 県の悪臭に関する苦情は、130件前後で推移しており、平成19年度は118件となっています。

(6) 廃棄物・資源循環

○ 県の一般廃棄物の総排出量は、平成18年度で47.6万トンとなっていますが、今後は人口の増加に伴い、増えることが懸念されます。

また、1人1日あたりの排出量（排出原単位）は948gとなっており、ここ数年微減傾向にあります。一方で、ごみの資源化については、各市町による分別収集の取組などにより資源化量は増加しています。

○ 県の産業廃棄物の総排出量は、平成18年度で403.8万トンとなっており、排出量は近年横ばいの状況です。再生利用量、減量化量はともに増加し、最終処分量は平成9年度38.8万トンであったものが、10.3万トンに減少しています。

○ 産業廃棄物の不法投棄などについては、新規案件数は減少傾向にあるものの、年間200件あまり発生しています。その年度内解決率は平成12年度頃の50%前後から、近年では70%台に向上しています。

【今後の課題】

● 平成27年(2015年)まで人口増加が予測され、一般廃棄物の排出量の増加が懸念されることか

ら、3R（発生抑制、再利用、再生利用）の取組を今後とも推進していく必要があります。

- 産業廃棄物についても、資源化や不法投棄の防止など適正処理の取組を今後とも推進していくことが必要です。

第2章 長期的な目標

第2章は目指すべき滋賀の将来像とその実現のための長期的な目標を示します。また今後の施策を展開する上で必要な基本的な視点を示します。

1 目指すべき将来の姿

平成19年12月に策定した「滋賀県基本構想」では、今後の県政運営の基本理念を「未来を拓く共生社会へ」とし、実現に向けた戦略として「人の力を活かす」、「自然の力を活かす」、「地と知の力を活かす」の3つを掲げました。

「自然の力を活かす」戦略とは、「自然本来の力を再生可能な範囲で活かしながら損なわない『持続可能な社会づくり』を進めるとともに、損なった自然の力を再生させて、琵琶湖をはじめとした豊かな自然を次世代に継承できる人と自然との新たな関係を築くこと」です。

そこで、この計画では、基本構想の基本理念と「自然の力を活かす」戦略に沿って、安全で快適な生活を支える基本的な環境保全施策を着実に実施しながら、「温暖化の危機」、「資源消費による危機」、「生態系の危機」に対応し、「持続可能な社会」の実現を図る環境政策を構築します。

この計画では、おおむね一世代後である2030年を想定し、「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置づけ、その実現を図るために長期的な目標と施策の基本方向を定めます。

「持続可能な滋賀社会づくり」に向けては、健全な県土の保全と良好な生活環境の確保に向けた施策を基礎としながら、地球温暖化問題に対応する「低炭素社会づくり」、資源の消費を抑制し環境への負荷を低減する「循環型社会づくり」、生態系が維持・回復され、自然と人間が共生する「自然共生社会づくり」の3つの側面から取り組みます。

2 持続可能な滋賀社会の実現に向けた長期的な目標

(1) 目標の考え方

「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」、「自然共生社会づくり」は相互に関連しあっています。

例えば、「低炭素社会づくり」のために温室効果ガスの排出削減を進めることは、省資源・省エネルギーや化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を推進し「循環型社会づくり」に寄与します。さらに琵琶湖や大気への負荷の低減にも好ましい影響を与えられます。また、本県における「自然共生社会づくり」を進めること、すなわち琵琶湖環境の再生のための取組は、琵琶湖と向き合う人々の環境配慮意識を高め、省エネルギーや3Rの取組を促進する

など、エコライフの実践を喚起し、「低炭素社会づくり」や「循環型社会づくり」にも寄与することが期待されます。

そこで、この計画では3つの取組を統合的に進めていくために、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」を長期的な目標として、持続可能な滋賀社会の実現を目指すものとします。

(2) 長期的な目標（この計画の目標）

『低炭素社会の実現』

- 2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量が50%削減（1990年比）されている。

『琵琶湖環境の再生』

- 琵琶湖流域および周辺で健全な生態系と安全・安心な水環境が確保されている。
- 遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりが再生している。

ア 「低炭素社会の実現」を設定する背景

I P C C第4次評価報告書によれば、地球の平均気温が2℃～3℃上昇すると、すべての地域において自然環境から受ける恩恵が減少するか、または損失が増加することが示唆されています。

また、産業革命期からの気温上昇を2.8℃までに抑えるためには、2050年の二酸化炭素排出量を2000年比で60%～30%程度削減する必要があるとされています。

このような科学的知見が示される中で、平成20年(2008年)7月の北海道洞爺湖サミットでは、米国も含め2050年までに温室効果ガスを少なくとも半減するという目標をすべての国連交渉参加国で共有し、その採択を求めることが合意されました。

こうした国際社会における動向を踏まえつつ、県民の生活と産業の基盤、そして琵琶湖をはじめとする環境を守るためにも、滋賀県の温室効果ガス排出量の大幅な削減を目標として掲げます。県では、平成17年度から、琵琶湖環境科学研究センターを中心に持続可能な地域社会のあり方を独自に研究してきました。研究では、先進的な技術を活用し、大胆に社会の仕組みやライフスタイルを転換すれば、目標の達成は可能であると推計しています。

イ 「琵琶湖環境の再生」を設定する背景

これまでの琵琶湖の環境政策は水質保全対策が中心であり、その結果、流入負荷の削減などには一定の成果を上げてきました。今後は、豊かで望ましい生態系を保全する取組の強化が求められています。生物多様性を確保し、様々な在来種でにぎわう、生命あふれる琵琶湖の再生を目指します。

また、すべての県民が琵琶湖に愛着を抱き、大切にする気持ちを行動につなげていくことが、琵琶湖環境の再生には不可欠です。そのためには県民の琵琶湖への思いを高め、深めていくことが必要です。琵琶湖に遊び、恵みを味わい、湖畔で学び、リフレッシュして、自然との共生を体感し、人々が琵琶湖とつながり、関わり合いを深めていくことを目標として掲げます。

なお、「琵琶湖環境の再生」の目標は、マザーレイク21計画第2期計画の検討の中で、さらに具体化していきます。

(3) 長期的な目標に向けた計画期間内の取組

ア 低炭素社会の実現に向けた取組

2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量の50%削減(1990年比)に向けた工程表を作成します。そして工程表に示される新たな制度や仕組みづくりに取り組む中で、平成22年度(2010年度)には基準年比で9%の削減を達成し、さらに平成25年度(2013年度)には、9%を上回る削減を目指します。

イ 琵琶湖環境の再生に向けた取組

マザーレイク21計画の第2期計画を策定します。同計画では、必要な取組を体系的に示すとともに「琵琶湖環境の再生」の進捗を的確に表す指標を設定します。これらを通して、平成25年度(2013年度)には、「琵琶湖環境の再生」が着実に進展している状態を目指します。

3 施策展開の基本的な視点

長期的な目標の実現に向け、施策を実施するにあたっての基本的な視点を定めます。

(1) 持続可能な滋賀社会の実現に向けた施策の推進の視点

ア 対症療法的だけでなく、総合的な視点で解決を目指します

従来型の社会システムの変革を通して、低炭素社会の実現や琵琶湖環境の再生への取組を進めることは、環境問題の解決を図るばかりでなく、地域福祉の向上や、地域経済の活性化につながるなど、社会全体に影響がおよびます。このため「部分解」に陥ることなく、「全体解」、すなわち持続可能な社会の実現のための「最適解」を見つけだせるように総合的な取組を進めます。

イ 様々な政策手法を組み合わせる取組を進めます

各種規制や税制・金融政策による誘導策など個別策として有効な対策・施策を組み合わせることで相乗効果が高まるようにします。また持続可能な社会づくりに向けて行動できる人づくりのために環境学習を推進します。

ウ 新たなビジネスチャンスの創出や県民生活の向上を目指します

技術革新や県民のライフスタイルの転換を促す仕組みづくりは、新たなビジネスチャンスと捉えることができます。持続可能な滋賀社会づくりのニーズをビジネスモデルの創造や雇用機会の拡大につなげ、経済発展と県民生活の質の向上を目指します。

エ 最新の科学技術や伝統的な知恵を活用し、新たな豊かさを創造・普及します

最新の科学技術を活用するとともに、風土に根ざした伝統的な暮らしの知恵を活かし、季節に応じた暮らしぶりの定着を図ります。また、人と人のつながりや、人と自然の共生の中に新たな豊かさを見だし、暮らしの中に根づくよう働きかけます。

オ 取組が利益となったり、効果が見える仕組みを構築します

県民や事業者の取組が継続し、拡大していくためには、環境配慮行動の選択を社会的に誘導する仕組みが必要です。取組の努力が経済的・社会的に評価されたり、効果が実感できるシス

テムを整えていきます。

(2) 県民、事業者、市町などとの連携による施策の推進の視点

ア 県民、地域団体、NPO、事業者などとの協働・連携を推進します

地域共通の課題である環境問題に対して、「環境自治」の理念のもと、自治の担い手である県民、地域団体、NPO、事業者などが、自主性や主体性を発揮して取り組めるよう積極的な情報の公開・提供を行うとともに、県民などのアイディアも活かして協働や連携を推進します。また、国際化など多様化が進む実態にも配慮します。

イ 市町とのより適切な連携・協力関係を構築します

地域における総合的な経営主体として、住民に対して直接的に対応する市町の役割を踏まえるとともに、市町と県の行政サービスが効果的・効率的となるよう、より適切な連携・協力関係を築きます。

ウ 琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を図ります

水、大気、廃棄物、エネルギーといった環境問題には広域的な連携を図ります。特に、琵琶湖の治水・利水などに大きな関わりをもつ琵琶湖・淀川流域の関係自治体などとの関わりをさらに深めます。また、流域住民をはじめ、広く国民に対して、琵琶湖の恵みや保全の必要性についての理解と協力を働きかけます。

第3章 施策の方向

第3章では、持続可能な滋賀社会の実現に向けた施策の方向を示します。

まず、第1節と第2節では、持続可能社会づくりの基礎となる、環境学習などによる「人育ち・人育て」と、住民参加や産業・まちづくり、調査研究などの「基盤づくり」の2つの分野について施策の方向を示します。続いて第3節で、6つの環境分野別に施策の方向を示します。

各分野ごとに、目指すべき将来の姿を示し、次に前計画（新滋賀県環境総合計画）の評価・課題を確認した上で、長期的な目標に向けた戦略と施策の方向を示します。

また、施策の方向性に沿った取組に関連する数値指標を設定し、進行管理に活用します。

なお、目指すべき将来の姿は、「滋賀県基本構想」や「持続可能な滋賀社会ビジョン」とも共通するものであることから、これらの将来像の記述の中から、各分野に関わりのあるものを掲げています。

第1節 持続可能な滋賀社会の構築に向けた人育ち・人育て

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 人々は家族や地域、世代間のつながりを大切にし、交流を深め、支え合いながら生活しています。
- 誰もが地域社会の一員として、互いの価値観を尊重しつつ、地域活動やボランティア・NPO活動に積極的に参加しています。

○ 省エネルギー行動やグリーン購入がほぼすべての家庭・オフィスに普及しており、環境への負荷が少ないライフスタイルが定着しています。

○ 県民が主役となって環境学習や環境保全活動、森林づくり活動などを県全体で展開しています。

2 現行施策の評価と課題

県では、これまで環境学習推進計画の策定や環境学習支援センターの開設などにより環境学習の支援体制を確立し、ライフステージに応じた環境学習の充実を図ってきました。こうした県の取組や、県民などの各主体の取組の結果、こどもエコクラブへの参加の拡大や、省エネルギー行動の実践率、県民の買い物袋持参率の高まりなど、環境保全活動の浸透がうかがえます。

こうした気運や行動をさらに加速させ、地球温暖化問題など今日の環境問題の解決や持続可能な社会の実現に向けて、私たち一人ひとりがより一層、環境に対する責任と役割を自覚し、解決に向けた行動につなげていくことが求められています。

3 施策の方向

◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 自らの課題として地球温暖化問題をとらえられるよう、地球温暖化への理解と認識を深めて、環境教育・環境学習を推進します。また、環境配慮行動の効果が見えるような仕組みを組み合わせ、省資源・省エネルギーをはじめとする環境保全のための具体的行動の実践へとつなげ、低炭素社会の実現を図ります。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- 琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、地域固有の伝統文化や歴史などの素材、地域の人材を活かした環境教育・環境学習の推進により、自分たちの地域環境は自分たちで良くしていこうという気運を高めていくことで、琵琶湖環境の再生を図ります。

(1) 環境教育・環境学習の推進

- 「滋賀県環境学習推進計画」に基づき、県民、NPO・地域団体、学校、企業、行政などの様々な主体の連携のもと、生涯にわたる環境学習の関連施策を体系的・総合的に進めます。
- 様々な主体による環境学習が効果的かつ適切に実施されるよう「滋賀県環境学習支援センター」の運営を通じ、環境学習に関する情報や交流の機会の提供、指導者の育成などを行います。
- 地域の特性を活かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るため、地域で環境学習を担う様々な主体の交流や連携の仕組みづくりを進めます。
- 環境学習を教育課程に位置づけ、滋賀県の豊かな自然や身近な環境を通じて、人間の活動と環境の関わりについて理解を深め、環境を大切にする心や実践的な態度、資質・能力を育成するとともに、環境に関する教員の研修に努めます。
- 環境をはじめとする地域課題について継続的・段階的に学ぶ機会づくりに取り組みます。
- びわ湖フローティングスクールでの「びわ湖環境学習」（うみのこ）、森づくり体験などの「森林環境学習」（やまのこ）、農業体験学習において、体験的に学ぶ環境教育を推進します。

- 自然観察会や川、水辺に関する体験型環境学習の機会とともに、博物館などを利用した体験や学習の機会を充実します。
- 琵琶湖をはじめとした滋賀の環境の保全や保護に対する理解を深めるため、エコツーリズムを推進します。

4 数値指標

関 連 指 標	単位	実 績 (平成19年度)	平成22年度 中 期 目 標	平成25年度 目 標
環境学習企画サポート件数（累計）	件	496	1,200	1,900
びわ湖フローティングスクール（うみのこ）事業実施学校数	校	全小学校	全小学校	全小学校
森林環境学習（やまのこ）事業実施学校数	校	115	全小学校	全小学校

第2節 持続可能な滋賀社会の構築に向けた基盤づくり

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 誰もが地域社会の一員として、互いの価値観を尊重しながら、地域活動やボランティア・NPO活動に積極的に参加しています。
- 全産業が環境に配慮しながら発展し、事業や生産、流通の現場では高効率で低炭素型の施設や設備が導入されています。
- 環境こだわり農業が、県農業のスタンダードとして定着しています。また、安全で高品質な近江米、近江牛、近江茶などが地域ブランドとして確立するとともに、県産物へのニーズの高まりに対応し地産地消が進み、農業が魅力豊かな産業として発展しています。
- 森林資源が見直され、住宅のほか学校などの公共施設でも木材が使用され、県産木材の県内消費が進んでいます。
- 自家用車に頼らず、バスや自転車などにより、身近な移動が手軽にできるよう交通環境が整っています。
- 適正な規模と形態でコンパクトなまちづくり（都市機能の集約化）が進んでおり、住民が交わる機会が増え、地域の課題を自分たちで解決する気運が高まっています。
- 企業や大学、研究機関が連携し、環境に関わる試験研究や技術開発を展開するとともに、豊富で質の高い人材を育成しています。

2 現行施策の評価と課題

環境保全活動を行う住民主体の組織体制が整備され、河川流域単位などで地域の特性を活かした取組が展開されていますが、こうした活動が自立した運営となるよう、今後も支援していく必要があります。

事業所の環境マネジメントシステムの導入は、全国的にも高い水準にあります。環境に配慮した経済活動が一層推進されるためには、導入が進んでいない中小事業者への環境マネジメ

ントシステムの普及を促進する必要があります。

環境こだわり農産物の栽培面積が大きく増加するなど、環境と調和した農業への転換が進んでいますが、地産地消を推進する上では、さらに生産を拡大する必要があります。

琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館などでは、琵琶湖をはじめとする滋賀の環境に関する総合的な試験研究や情報提供などを行っています。地球温暖化や琵琶湖流域での環境変化に対応し、これまで以上に社会や行政のニーズに対応した試験研究を進めていく必要があります。

人口や産業活動の増大に伴う琵琶湖の自然環境への影響が懸念されることから、琵琶湖の水質保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全に配慮した県土利用を図ることが重要となっています。

3 施策の方向

◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 環境への負荷が少ない移動手段への転換、木材や農産物の地産地消の推進、環境マネジメントシステムの普及などをまちづくりや地域経済の活性化に活かしながら、日常生活や事業活動における温室効果ガスを削減し、低炭素社会の実現を図ります。
- 省エネルギー技術や新エネルギー技術を開発する産業を振興し、その技術を県内で普及させることにより、温室効果ガスの削減につなげ、低炭素社会の実現を図ります。
- 持続可能な社会への転換につながる方策や政策手段の調査研究を進め、各種規制や誘導策など様々な政策手法を組み合わせた効果的な取組を検討することにより、低炭素社会の実現につなげます。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- 積極的な環境情報の提供や地域住民などとの協働により環境保全活動を促進することで、琵琶湖環境の再生を図ります。
- 環境への負荷削減技術を用いた農産物の栽培の普及や、水質汚濁防止関連の技術開発の振興とその成果の普及により、琵琶湖環境の再生を図ります。
- 琵琶湖環境に関する様々な問題に対応するため、琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館をはじめ各試験研究機関は、より緊密な連携を図り、琵琶湖環境の再生につなげます。

(1) 地域との協働・住民参加

- 各種開発事業を対象に、計画策定の早い段階において環境保全側面や社会経済的必要性を総合的に検討する戦略的環境アセスメント（SEA）の制度について、国の動向を踏まえながら検討を進めます。
- マザーレイク21計画に基づき、これまでの取組成果の点検・評価なども踏まえながら、河川流域の住民や事業者などが主体となった身近な河川での環境保全活動を推進します。
- 河川の特性と地域の風土・文化などに応じた、地域との協働、住民参加による河川整備や維持管理を行うことにより、流域一体となった防災や環境保全の取組を推進します。

- 農村の土地、水、伝統、環境などの資源を良好な形でまると保全するため、田園の自然環境や景観、農地・農業用水の保全など、地域ぐるみの共同活動を支援します。
- 環境保全に取り組む県民、地域団体、NPO、事業者などの自主的な活動を支援するとともに、これら多様な主体との協働の推進を図ります。
- 環境白書の発行による環境の状況や環境保全施策の報告および琵琶湖環境に関する一元的な情報提供を行うなど積極的な環境情報の提供に努めます。

(2) 環境と調和した産業・まちづくりへの転換

- 地球規模での環境変化や琵琶湖流域での環境変化に対応し、持続可能に発展していくため、「持続可能な滋賀社会ビジョン」に基づき、長期的視点による施策を展開します。
- 企業の取組を支援しつつ、「びわ湖環境ビジネスメッセ」の開催による販路開拓や情報交流によって環境調和型産業への転換を図ります。
- 企業や大学、研究機関が連携し、環境に関わる試験研究や技術開発を展開するため、省エネルギー・新エネルギー技術や水質汚濁防止技術などの環境分野の戦略的技術開発や製品開発に活発に取り組む環境産業の産業集積を目指します。
- エコアクション21など、事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステムの普及を図るため、普及促進を行うNPOなどの活動を支援します。
- 環境こだわり農業が県農業のスタンダードとなるよう推進するとともに、県産農水産物が県民の目に見え、選んで買ってもらえるような総合的なPR活動を展開します。
- 飼料自給率の向上により輸送エネルギーの削減を進めるため、県内産飼料の生産拡大を図ります。
- 県産木材の利用拡大を進めるため、安定供給体制の確立を図ります。
- 県産木材の活用や省エネルギー化などによる環境に配慮した住宅の普及促進を図ります。
- 鉄道やバスなどの公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に頼らなくても県内を移動することができる交通体系を整備し、エコ交通を進めます。
- 商店街の活性化に向けた取組について、地域の課題解決を目指す多様な主体の参画を支援し、にぎわいのまちづくりを推進します。
- 自動車に頼らないまちづくりや地産地消の推進など、低炭素社会の実現に向けて積極的に取り組む市町を支援します。
- 持続可能な滋賀社会への転換につながる有効な方策や、制度的・経済的手法について研究を進めます。
- グリーン購入の推進などにより、生活様式や業務形態の省資源・循環型への転換を進めます。
- 県庁のあらゆる分野において、省エネや環境配慮行動を実践するなど、持続可能な社会づくりに向けた率先行動に努めます。

(3) 調査・研究の推進と成果の活用

- 琵琶湖環境科学研究センターでは、琵琶湖と滋賀県の環境を継続的に観察・監視するとともに

に、持続可能な滋賀社会の構築、琵琶湖と流域の水質・生態系の保全・再生、環境リスク低減のための実態把握の3つの基本的課題を踏まえ、直面する様々な環境問題に対して、科学的側面から課題解決を図るため、科学的知見を集約し総合解析することにより、政策提言を行います。

- 琵琶湖博物館では、琵琶湖地域の自然、歴史、暮らしの研究・調査を総合的に進めるとともに、その成果を活用し、人びとが地域の調査活動に参加したり、あるいは研究活動を自ら行うことができるよう支援します。
- 琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館をはじめ、県の試験研究機関の知見を社会に還元し、県民の環境保全活動を科学的・技術的側面から支援することで、地域への貢献を図っていきます。
- 琵琶湖環境に関する研究を効果的・効率的に進めるため、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、県立大学などの機能統合についての検討を行います。
- 海外技術研修員の受け入れや、国際湖沼環境委員会（ILEC）、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）などの国際機関との協調や連携を積極的に図りながら、琵琶湖に関する技術や経験の発信を通じて、世界の水問題に貢献します。

4 数値指標

関 連 指 標	単位	実 績 (平成19年度)	平成22年度 中 期 目 標	平成25年度 目 標
びわ湖環境ビジネスメッセにおける有効商談件数（累計）	件	28,628	38,328	47,028
環境こだわり農産物栽培面積	ha	10,367	12,000	12,000以上

第3節 各分野別の環境施策の推進

【3-1 地球温暖化対策】

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 県内の温室効果ガスの排出量は半減されているとともに、世界中で削減の取組が進展しており、地球全体で温暖化は抑制基調にあります。
- 全産業が環境に配慮しながら発展し、事業や生産、流通の現場では高効率で低炭素型の施設や設備が導入されています。
- 高品質、高効率、長寿命の電器製品や給湯器などが普及するとともに、省エネルギー行動やグリーン購入が、ほぼすべての家庭・オフィスに定着しており、環境への負担が少ないライフスタイルが実践されています。
- 高断熱仕様やITを活用したHEMS（ホームエナジーマネジメントシステム）を導入した住宅や、太陽光や県産木材、バイオマスなど自然の仕組みや地域の資源を活用した住宅が、新築・リフォーム・住み替え時に選択され、省エネで快適な生活空間が実現しています。
- 再生可能エネルギーの活用、身近な公共交通手段を組み合わせた環境負荷の低い交通体系な

ど、温室効果ガスの排出を抑制する省エネ・省資源型社会への転換が進んでいます。

○ 農林水産業による適切な利用によって農地や森林の多面的機能などが持続的に発揮されています。

2 現行施策の評価と課題

県では、「滋賀県地球温暖化対策推進計画」を平成18年(2006年)12月に改定し、平成22年(2010年)において県域における温室効果ガスの総排出量を平成2年(1990年)比で9%削減することを目標としました。この目標の達成を目指し、一定規模以上の事業者到大気環境負荷低減計画の策定を求めるほか、地球温暖化防止活動推進員による地域での啓発活動の推進やエコカーの普及を図るためのエコカーマイスターの養成などを実施してきました。

さらに、平成20年3月には、2030年(平成42年)に県の温室効果ガスの総排出量を1990年(平成2年)比で半減するという目標を含む「持続可能な滋賀社会ビジョン」を策定し、長期的な目標について県民や事業者などの各主体との共有を図ることとしました。

今後、低炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減につながる効果的な施策の展開を図るため、世界や国の動向も踏まえながら、新たな仕組みづくり、制度づくりが必要です。

新エネルギー導入については、個人が設置した太陽光発電施設に対して余剰分の売電量に応じて助成を行うモデル事業や、地域の特性に応じた新エネルギーの利用を推進するために、産学官の連携による新エネルギーの研究や、バイオディーゼル燃料バスの実証試験を行ってきました。

今後、新エネルギー導入をさらに推進するために、様々な主体が参加しやすい仕組みや、資金的な支援のみでなく新たな仕組みを構築していくことが必要です。

3 施策の方向

◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 最新の科学技術や伝統的知恵を活用し、事業活動やライフスタイルの転換を促す仕組みづくりを通じて、省資源・省エネルギーの取組を定着・拡大させることにより、温室効果ガスの排出量が増加傾向にある「業務」、「家庭」の各部門や自動車保有台数が増加している「運輸」部門についての排出削減を進め、低炭素社会の実現を図ります。
- 効果の実感できる仕組みや経済的な誘導策など、様々な政策手法を組み合わせ、県民、事業者、行政の各主体の温暖化対策の取組を確実に推進し、温室効果ガスの排出削減を図るとともに、再生可能エネルギーの導入促進を通じて、新たなビジネスチャンスも創出しながら、低炭素社会の実現を図ります。
- 国の経済危機対策などに基づく基金や交付金などを活用し、雇用促進や地域活性化と併せた温室効果ガスの排出削減や新エネルギーの導入に関する事業を促進し、低炭素社会の実現を図ります。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- 温室効果ガスの排出削減の取組を通じて、ライフスタイルや事業活動の省資源・省エネルギー化を進め、琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減を図ります。

(1) 地球温暖化対策の推進

- 「滋賀県地球温暖化対策推進計画」に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を進めます。
- 温暖化対策の一層の推進を図るため、滋賀県の特性に配慮した、新たな条例を含めた制度設計の検討を行います。
- 2030年までに県の温室効果ガスの排出量を1990年比で半減するための工程表を作成します。
- 経済界との協働による「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」により、経済発展と二酸化炭素削減を同時に推進するための仕組みづくりと実践を行います。
- 家庭における温室効果ガス排出削減のため、企業などとの協働により、インターネットを活用した「みるエコおうみ」プログラムの普及を図るほか、省エネルギー・省資源行動の徹底、環境に配慮した自動車利用、住宅の省エネルギーや新エネルギーの導入、地域や住宅の緑化、県産木材の利用促進、環境保全活動への参加などの取組を推進します。
- 事業所における温室効果ガス排出削減のため、「滋賀県大気環境への負荷低減に関する条例」に基づく大気環境負荷低減のための自主管理計画の策定、省エネルギー・省資源型の事業活動、新エネルギーの導入、ビルや工場などの省エネ化、環境に配慮した自動車利用、緑の保全創出などの取組を推進します。また、中小企業向け環境マネジメントシステムの普及や効果的な実践事例の普及などを通じて事業者の二酸化炭素の総排出量を削減するための取組を進めます。
- 地球温暖化防止活動推進センターへの支援を通じ、地球温暖化防止活動推進員などによる地域での啓発活動や広報活動を進めます。
- 資源化されない廃棄物の排出量を削減することにより、廃棄物処理にかかる温室効果ガスの発生を抑制します。
- 森林の持つ、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止に貢献する働きを十分に発揮させるため、間伐などの適切な森林整備を推進します。
- 温暖化の影響評価、温暖化の緩和策（防止策）、および適応策という3つの視点から、持続的な農業・水産業を目指します。
- 鉄道やバスなどの公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に頼らなくても県内を移動することができる交通体系を整備し、エコ交通を進めます。（再掲）
- 県は、電気自動車やハイブリッド車などの低公害車を公用車として導入するとともに、ESCO事業などの導入やグリーンオフィス滋賀の取組の推進、また、下水処理などにおけるエネルギーの効率化などを図ることにより、事業者として自らの二酸化炭素排出量削減に向けた率先行動に取り組みます。

(2) 新エネルギーの導入の促進

- 「新エネルギー導入戦略プラン」（目標年度：平成22年）の取組の総括、評価を行い、今後の新エネルギー導入についての方針を検討します。
- 国の経済危機対策にかかるしくみを活用し、家庭に対する太陽光発電施設の導入を支援しま

す。

- 農村が持つ自然エネルギーを活用し、持続可能な農村社会の実現を目指して、既存水利施設を利用した小水力発電施設の導入を進めます。

4 数値指標

関 連 指 標	単位	実 績	平成22年度 中 期 目 標	平成25年度 目 標
温室効果ガス排出量の削減率（平成2年比）	%	（平成18年度） 7.7	9	9以上
「みるエコおうみ」プログラム取組世帯数	世帯	—	50,000	50,000 を維持
県内での太陽光発電による総発電容量	kW	（平成16年度） 17,402	100,000	100,000 以上

【3-2 自然環境】

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 春夏秋冬の季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。
- 琵琶湖や流域河川では在来の魚貝類でにぎわい、生物多様性が確保されています。
- 琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。
- 奥山、里地里山、琵琶湖などの野生動植物の生息・生育空間（ビオトープ）の保全・再生・ネットワーク化が図られ、生物の多様性が確保されています。
- 県民が主役となって環境学習や環境保全活動、森林づくり活動などを県全体で展開しています。

2 現行施策の評価と課題

野生動植物との共生を目的とした「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定し、希少種の保護対策、外来種対策、有害鳥獣対策を推進するとともに、有害鳥獣については特定鳥獣保護管理計画も策定するなどして対策を進めていますが、依然として被害が発生しています。

里山、田園、河川、水辺など様々な場所での生態系の保全・再生に向けた取組については、琵琶湖における外来魚の推定生息量が減少するなど一定の成果を上げていますが、水草の大量繁茂など新たな課題も顕在化しており、今後も取組を継続していく必要があります。

また、「琵琶湖森林づくり条例」に基づき、森林の多面的な機能が持続的に発揮されるように、環境重視と県民協働という視点に立った森林づくりを進めていますが、地球温暖化問題への対応という面からも、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な管理が望まれています。

3 施策の方向

- ◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 県産木材の利用拡大や、県民などとの協働も活かした森林や里山の適正な管理を通じて、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能を十分に発揮させ、温室効果ガスの削減を図ります。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- 人と自然の関わりの回復の視点を持って、内湖や砂浜、ヨシ群落など湖辺の生態系を保全・再生し、琵琶湖固有の魚類などが生息・生育できる環境を整備することにより、琵琶湖環境の再生を図ります。
- 森林や里山の適正な管理を進め、森林の持つ水源かん養機能や水質浄化機能を高めることにより、琵琶湖の水質保全を図ります。

(1) 自然環境の総合的保全

- 恵まれた自然を保全するため、「滋賀県自然環境保全条例」に基づき自然環境保全地域や緑地環境保全地域の指定を行います。また、植物や地質鉱物などで、学術的および教育的に価値の高いものや地域に親しまれているものなどを次代に引き継いでいくため、自然記念物として指定します。
- 外来植物の侵入や植生の遷移、観光客の集中利用により自然環境の劣化が懸念される伊吹山のお花畑について、自然環境の保全・再生に取り組みます。
- 自然公園において、優れた風景地の保護管理に努め、自然保護監視員による指導を行います。
- 自然環境保全意識の普及啓発を図るため、県立朽木いきものふれあいの里センターや県立三島池ビジターセンターなどを自然環境教育の拠点とし、自然観察会のプログラムの充実などを行います。
- 湿地の賢明な利用を進めるため、ラムサール条約の登録湿地である琵琶湖との良好な関わり方の情報発信などを行います。
- 「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき、レジャーの面からの琵琶湖への環境負荷の低減を目指します。
- 公共工事については、生物環境アドバイザーなどの指導を受けるなどにより、生物環境に配慮した工事の実施に努めます。
- 湖辺の砂浜やヨシ原、松林などを保全するために、湖岸浸食の著しい砂浜の浸食防止対策を実施します。また、人工湖岸を、現在の治水機能を確保しつつ、砂浜やヨシ原などの自然湖岸へと再生します。
- 河川の改修にあたっては多自然川づくりを基本とし、護岸は必要最小限として河畔林や瀬・淵を保全するほか、自然な河床形状を保つなど、自然環境に配慮します。
- 農村の土地、水、伝統、環境などの資源を良好な形でまると保全するため、生物に配慮した水田管理や水田に生息する生物の観察会の開催など、地域住民による豊かな田園の生きものを育む取組を支援します。
- コイ・フナ・ナマズなどが琵琶湖周辺の水田で産卵・生育できる環境の回復を目指し、地域住民による魚道の整備などの取組を支援します。

(2) 健全な生態系の保全・回復

- 「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」に基づき、野生動植物の個体の生育および生育環境の保全、再生、ネットワーク化を推進します。
- 生物の多様性に富む、琵琶湖の湖辺に広がる陸域と水域の推移帯（エコトーン）を中心に、生物の生息・生育状況の把握や生態系のメカニズム解明に努め、健全な生態系の保全・再生に活かします。
- 琵琶湖湖辺域の推移帯におけるビオトープネットワークを形成するため、その拠点としてふさわしい早崎内湖の再生に向けた実施計画を作成します。
- 「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」に基づき、琵琶湖のヨシ群落の健全な育成を図ります。
- 琵琶湖において過剰に繁茂する水草を適切に刈り取ります。また、刈り取った水草の利活用についての検討を進めます。
- 生態系の保全を図るため、琵琶湖および内湖などに生育する外来水生植物の実態把握や駆除などを行います。
- 「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」の「南湖再生プロジェクト」の一環として、国、水資源機構、県など関係機関の連携を積極的に図りながら、南湖湖底の生物生息空間の回復を目指します。
- 外来魚の駆除を実施するほか、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき、釣り上げた外来魚の再放流（リリース）禁止の定着に向けた取組を徹底し、琵琶湖固有の魚類相の回復を目指します。また、継続的に在来魚の種苗放流を実施します。
- 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」により、希少種の保護施策を推進するとともに、在来の生態系をかく乱するおそれのある外来種の対策などを進め、生物多様性の保全を図ります。また、県民との協働により野生生物の生息・生育状況の調査を実施し、希少種の情報を記載した「滋賀県で大切にすべき野生生物」の生息・生育情報の精度を高めます。
- 農林水産業への被害が深刻化しているニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、カワウについては、特定鳥獣保護管理計画などに基づき、被害防止対策、生息環境の整備、個体数管理を進めます。鳥獣による被害が生じた場合には、必要に応じ有害鳥獣の捕獲を実施します。
- 野生動物の保護を進めるため、鳥獣保護区の設定などによる計画的な鳥獣保護と併せて、傷病鳥獣の治療やリハビリのための受け入れ体制の整備とボランティアの育成などを実施します。

(3) みどりづくりの推進

- 森林、里山、田園、都市内緑地、河川、水辺などの多様な空間において、地域性に応じた多様な生物が生息・生育する豊かな環境を創出・保全する多様なみどりづくりを推進します。
- 森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるように、環境に配慮した森林づくりを進めます。
- 県民が様々な場面で主体的に森林づくりへ参画できるよう、地域の活動団体による森林づくりを支援します。また、琵琶湖森林づくり県民税の目的や用途など、森林づくりに関する情報

を積極的に発信します。

- 企業の社会貢献活動としての森林整備・保全活動を促すため、活動フィールドの情報収集など、サポート体制の整備に努めます。
- 県立近江富士花緑公園や山門水源の森、きゃんせの森などの拠点施設を活用し、森林づくりやみどりづくりの普及啓発に努めます。
- 「緑の募金」活動の推進により、豊かな生活環境を創造するための身近なみどりづくりや、その普及啓発に努めます。
- 緑地保全地区や風致地区、歴史的風土保全制度の活用による緑地の保全、びわこ地球市民の森などの公園・緑地の整備、緑の街路づくりを進めるとともに、宅地開発などにおける現存樹林の保全などによるみどり空間の確保を図ります。
- 県産木材の利用拡大を進めるため、安定供給体制の確立を図ります。（再掲）
- 森林センターにおいて、森林づくりなどについての調査研究を行うとともに、その成果や技術の普及啓発に努めます。

4 数値指標

関 連 指 標	単位	実 績	平成22年度 中 期 目 標	平成25年度 目 標
希少野生動植物種の「生息・生育地保護区」の箇所数	箇所	(平成19年度) 2	10	10
人工湖岸を再自然化した累計延長	m	(平成19年度) 2,930	3,800	3,800
外来魚の推定生息量	トン	(平成18年度) 1,600	1,000	1,000以下
県の鳥カイツブリの生息数	羽	(※1) 629	800	800
琵琶湖のヨシの面積	ha	(平成14年度) 151	159	159以上
緑化されている道路の延長	km	(平成18年度) 183.9	200	240
都市公園面積（県民1人当たり）	m ²	(平成19年度) 8.1	9.5	9.5
年間間伐実施面積	ha	(平成15年度) 1,920	2,600	2,600

(※1) 「県の鳥カイツブリの生息数」の実績は、平成17年度から平成19年度までの平均値

【3-3 景観・歴史的環境】

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 春夏秋冬の季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。
- 琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。
- 都市部では、住宅・商店などが集約されたり計画的な住宅立地が進むことにより、まとまっ

たオープンスペースが生まれ、身近に自然と触れ合える緑地や親水空間が計画的に配置されたり、家庭菜園が営まれるなど、快適な都市空間が実現しています。

○ 農村部では、農業や林業の健全でかつ持続的な生産活動を通して豊かな県土が保全され、美しい田園・里山景観が維持されています。

○ 歴史文化などを観光資源として活かしたまちづくりが進んでいます。

2 現行施策の評価と課題

「景観法」および「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき景観形成の取組を推進するとともに、「湖国風景づくり宣言」や「滋賀県景観計画」を策定し、琵琶湖を中心としたひろがりつつながりのある景観形成を進めています。今後、景観行政団体となる市町が増加していくと考えられることから、地域の特性に応じた景観形成を尊重しつつ、県土の一体的な景観保全を図るため、県と関係市町との連携を十分に図っていく必要があります。

また、県内にある多くの貴重な文化財や伝統文化などを県民が身近に親しみ、潤いある生活につなげるよう、積極的な保存と活用が求められています。

3 施策の方向

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

● 先人から受け継いだ美しい湖国の風景を守り育てていくことを通じて、健全な生態系を確保することや、人の暮らしと琵琶湖の関わりを再生することにより、琵琶湖環境の再生を図ります。

● 人と水が関わってきた歴史や文化を守り育てるとともに、学びに活かし、水と共存することの大切さへの気づきを促すことで、琵琶湖環境の再生につなげます。

(1) 湖国の景観の保全・創造

○ できるだけ多くの市町が景観行政団体となり、地域の特色に応じた景観行政に取り組むよう、「景観法」の活用について、市町に対する啓発や研修に努めます。また、景観行政団体協議会を設置し、県内の景観行政団体とともに琵琶湖の景観など広域的な課題に取り組みます。

○ 農村の土地、水、伝統、環境などの資源を良好な形でまると保全するため、レンゲやコスモスなどの景観作物の栽培や、伝統的な農法や施設の保全など、地域住民による心なごむ田園景観を守り育てる取組を支援します。

○ 地域住民との協力を図りながら、水辺や河川などの良好な環境の保全や、沿道の景観づくりを進めます。

(2) 歴史的環境の保全

○ 県内各地に所在する文化財の実態を把握し、今後の保存・活用を検討するための基礎資料となる、各種の文化財調査を進めます。

○ 身近な歴史環境の保全・活用の推進のために歴史的建造物などの保全を点から面へ広げ、より豊かな歴史的環境の保全を図ります。

○ 特に重要な史跡については公有化を進め、調査を行うことにより、地域住民が生活の中で歴

史、文化に触れる場として、広く活用を図ります。

4 数値指標

関 連 指 標	単 位	実 績 (平成19年度)	平成22年度 中 期 目 標	平成25年度 目 標
景観行政団体となった市町の数	市町	7	9	11
県指定（選定）文化財の件数	件	375	435	435
登録有形文化財の件数	件	249	270	300

【3-4 水・土壌環境】

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 琵琶湖で泳いだり、美しい水辺に集うなど、琵琶湖は人々が憩い、リフレッシュできる場として高い価値を保持しています。
- 農林水産業による適切な利用によって農地や森林の多面的機能などが持続的に発揮されています。
- 快適で安全な生活に向けて、公園や下水道、交通環境の整備などのまちづくりや情報通信技術の活用が進んでいます。

2 現行施策の評価と課題

生活排水対策や農業排水対策などを講じてきたことにより、琵琶湖への流入負荷量の削減は進んでいます。今後は、これまでの取組に加えて、流入負荷量の削減による琵琶湖の水質改善効果の検証を行うことや、BODは減少しているにもかかわらず、同じ有機汚濁の指標であるCODが増加傾向にあることの原因を解明することなどにより、水質と生態系を健全な形で維持・再生していくための効果的な保全策に結びつけていく必要があります。

さらに、地球温暖化の進行が懸念される中、北湖深層部の低酸素化現象など、気候変動による琵琶湖水質や生態系への影響を把握する必要があります。

また、水源かん養機能など森林の持つ機能を活かすために、除間伐を必要とする森林の整備を重点的に進めています。しかし、林業の低迷により放置された森林が増加しており、環境を重視した森林づくりを進める必要があります。

土壌・地下水汚染については、「水質汚濁防止法」や「土壌汚染対策法」に基づく調査の結果、長期にわたる汚染の継続や新たな汚染が確認されており、これらの解消と新たな汚染の未然防止に向けた取組を進める必要があります。

3 施策の方向

◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 最新の省エネルギー技術を活用して水処理を進めるなど、琵琶湖への流入負荷削減対策をより効率的に進めることにより、温室効果ガスの排出削減につなげ、低炭素社会の実現を図ります。

- 間伐などの森林施業を適切に実施し、災害の防止や水源かん養の機能とともに二酸化炭素吸収源として機能する森林を維持し、低炭素社会の実現を図ります。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- 農地や路面などの面源および事業場などの点源から琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減対策などを推進し、水質保全を通じて琵琶湖環境の再生を図ります。
- 森林や農地を適正に整備・管理し、災害の防止や水源かん養の機能とあわせて水質浄化機能を効果的に発揮させることで、琵琶湖環境の再生を図ります。
- 気候変動による琵琶湖の水質、水生生物、魚類、水収支などへの影響を予測評価し、適応策につなげていくことで、琵琶湖環境の再生を図ります。

(1) 水・土壌環境保全対策の推進

- 「湖沼水質保全対策特別措置法」に基づく「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」の着実な推進に努めます。
- 琵琶湖の水質汚濁メカニズム解明調査を継続的に実施し、琵琶湖総合保全学術委員会において琵琶湖再生の方向性や琵琶湖再生調査についての検討を行います。
- 北湖深層部の低酸素化に関する実態把握と生態系や水質への影響把握を、琵琶湖環境科学研究センターの中期計画に位置づけ、定期的に調査を行い実態の把握などに努めます。
- 下水道の整備促進と各戸への接続率を向上させるとともに、効率的な下水処理を行い、流入河川や琵琶湖への汚濁負荷を削減します。また、下水処理にかかるエネルギー効率の向上にも努めます。
- 合併処理浄化槽については、生活排水を早期かつ適正に処理するため、下水道などの整備計画のない地域や下水道などの供用開始が長期間見込まれていない地域において整備促進を図ります。
- 事業場などの点源からの排水に対し、引き続き監視・指導を行い、適正な自主管理による排出抑制を推進します。
- 雨水幹線整備事業などにより、市街地や道路などの面源から、降雨に伴って流出する汚濁負荷の抑制に努めます。
- 「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき、従来型2サイクルエンジンの使用を禁止し、プレジャーボートの排気ガスによる水質への影響を低減します。
- 環境こだわり農業を推進し、栄養塩類、濁水、農薬成分の流出負荷量の低減を図ります。
- 農業集落排水の適正な管理や高度処理により、琵琶湖への汚濁負荷の削減を進めます。
- 農村の土地、水、伝統、環境などの資源をまるごと保全するため、田園の自然環境や景観、農地・農業用水の保全など、地域ぐるみの共同活動を支援し、水田からの負荷削減を実現します。
- 農地から流出する汚濁負荷を削減するため、循環かんがい施設や反復利用施設、浄化施設の整備など、再利用対策や発生源対策を進めるとともに、その適正な運用、維持管理のための仕

組みづくりに取り組みます。

- 琵琶湖への汚濁負荷を削減するために、流入河川対策や底質改善対策を実施します。
- 県内の地下水汚染の状況を監視するため、毎年度、地下水質測定計画を策定し、計画に基づく調査を継続的に実施します。
- 平成20年に施行した改正滋賀県公害防止条例に基づき、地下水汚染の未然防止や早期発見と改善、土壌汚染の改善に努めます。

(2) 水源かん養対策の推進

- 洪水や渇水を緩和し、水質を保全する機能を持つ森林や農地などを保全します。
- 強雨時の土壌流出などにより、保水機能や水質浄化機能が低下することを防ぐため、県土を保全する砂防事業の推進により、土壌層の安定化を図ります。

4 数値指標

関 連 指 標	単位	実 績 (平成19年度)	平成22年度 中 期 目 標	平成25年度 目 標
県内主要河川の水質目標の達成率	%	79	100	100
琵琶湖の透明度(※1)	m	7.5	7.2	7.2
琵琶湖の水質(※2)		(平成17年度)		
(COD) 北湖	mg/L	2.6	2.6	2.6以下
南湖	mg/L	3.2	3.1	3.1以下
(T-N) 北湖	mg/L	0.32	0.30	0.30以下
南湖	mg/L	0.36	0.33	0.33以下
(T-P) 南湖	mg/L	0.018	0.018	0.018以下
琵琶湖のプランクトンの異常発生日数と水域数				
(アオコ)	日数	5	0	0
	水域	3	0	0
(淡水赤潮)	日数	0	0	0
	水域	0	0	0
琵琶湖の水泳場の快適ランクの箇所数	箇所	7	10	10
下水道を利用できる県民の割合	%	83.5	85	85以上
年間間伐実施面積(再掲)	ha	(平成15年度) 1,920	2,600	2,600
整備を必要とする農業集落排水施設に対する整備割合	%	(平成18年度) 97.3	98.2	98.7
事業場排水規制遵守率	%	95	100	100
プレジャーボートの環境対策型エンジンの使用率	%	(平成18年度) 29	100	100
流域単位での農業排水対策の面積	ha	(平成18年度) 14,036	16,800	16,800

(※1) 「琵琶湖の透明度」は、経年変動が大きく、6.1m(平成16年度)、6.8m(平成17年度)、7.7m(平成18年度)、7.5m(平成19年度)、6.8m(平成20年度)と推移している。

(※2) 「琵琶湖の水質」は、目標値設定の基になっている「第5期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」(平成18～22年度)における基準年である平成17年度の実績値を示している。

【3-5 大気・化学物質・その他の快適環境】

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。
- 公共交通や自転車歩行者道の基盤整備により、バス・鉄道などの利用者が増え、自動車利用が減ることにより、誰にとっても、安全でゆとりある、まちづくりが進んでいます。
- 快適で安全な生活に向けて、公園や下水道、交通環境の整備などのまちづくりや情報通信技術の活用が進んでいます。
- 自家用車だけに頼らず、鉄道やバス、乗り合いタクシーなどの公共交通機関などにより、身近な移動が可能になっています。

2 現行施策の評価と課題

滋賀県の大気汚染の状況は、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）については、全ての測定地点で環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは環境基準が達成されておらず、近年は毎年、光化学スモッグ注意報が発令されています。

今後は大気環境について、シミュレーションの実施や大気自動測定局の適正配置の検討などを行い、大気状況の面的把握を行う必要があります。

また、「びわこ横断エコバス」の運行や「鉄道版エコ交通モデル」の確立に向けた各地域の取組により、エコ交通に対する理解と気運を作り出すことに取り組みました。今後は交通事業者・関係団体・関係市町などとの連携を強化し、継続的・多角的な取組を展開していく必要があります。

P R T R法に基づく化学物質の排出量は、年々低下傾向がみられるものの、事業所からの届出排出量は、全国の約2.0%と、工業県である本県の特徴を反映して、面積や人口規模からすると比較的多い傾向にあります。このため、事業場などにおける化学物質の適正な管理の促進などにより、環境中に放出される化学物質量を削減する必要があります。

3 施策の方向

◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 環境負荷を小さくする技術や機器、施設の導入などにより、工場や事業場における大気汚染物質削減と温室効果ガスの削減を一体的に進め、低炭素社会の実現を図ります。
- 自動車利用から公共交通機関や自転車への利用転換が、利用者にとってメリットとなるような仕組みづくりを通じて低炭素社会の実現を図ります。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- 工場や事業場における大気汚染物質削減や化学物質などの適正な管理を促進することにより、降雨などを經由した琵琶湖への負荷を削減し、琵琶湖環境の再生を図ります。

(1) 大気環境保全対策の推進

- 滋賀県の大気状況について監視を継続し、面的把握を行い、良好な大気環境の確保につなげ

ます。

- 大気環境中の有害大気汚染物質やアスベストについて定期的な監視を実施します。
- 工場や事業場からの排出ガスなどに対し、引き続き監視・指導を実施し、適正な自主管理による排出抑制を進め、大気環境の保全を図ります。
- 「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」に基づき、工場・事業場に対しばい煙や有害大気汚染物質の排出量低減を図る自主管理計画の策定や継続的実行を支援し、事業活動に伴う大気環境の負荷を低減します。
- 鉄道やバスなどの公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に頼らなくても県内を移動することができる交通体系を整備し、エコ交通を進めます。(再掲)
- 道路整備などを実施することにより、交通渋滞を緩和し大気環境保全につなげます。

(2) 化学物質対策の推進

- 化学物質の有害性や環境中の存在に関する情報、P R T R法に基づく排出量の情報などにより環境リスクを把握し、施策効果を検証するためにモニタリングを実施します。

(3) その他快適な生活環境保全の推進

- 騒音、振動、悪臭対策の推進に向けて、土地利用や生活の実態に合わせた規制地域の指定を行うとともに、規制事務を所管する市町に対する支援を行います。
- 「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき、プレジャーボートの航行規制水域の指定を行い、プレジャーボートの騒音から生活環境を守ります。

4 数値指標

関 連 指 標	単位	実 績 (平成19年度)	平成22年度 中 期 目 標	平成25年度 目 標
二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準達成率	%	100	100	100
各駅の1日あたり乗車人数の合計	千人	(平成18年度) 343.4	349.0	349.0以上
市街地における混雑時の自動車の平均速度	km/h	(平成17年度) 25.1	30.0	30.0以上
主要渋滞ポイント数	箇所	9	5	4
プレジャーボートによる騒音被害に関する苦情件数	件	33	15	15

【3-6 廃棄物・資源循環】

1 目指すべき将来(2030年頃)の姿

- 省エネルギー行動やグリーン購入がほぼすべての家庭・オフィスに普及しており、環境への負担が少ないライフスタイルが定着しています。
- 資材の調達・加工・流通・消費が地域内で循環する割合が高まるとともに、コミュニティビジネスなど地域に密着した事業が活発となっています。

○ 資源・分別回収が徹底されています。また、農村部を中心に生ごみの資源化が定着しています。

○ 廃棄物の発生の抑制と資源化の仕組みが確立し、資源循環を進めています。

2 現行施策の評価と課題

一般廃棄物については、県民1人が1日に出すごみの量はここ数年微減傾向にありますが、当面は人口増に伴う総排出量の増加が懸念されます。また、リサイクルも一定進んではいるものの、大きくは進展していません。

一方、産業廃棄物については、産業廃棄物税条例の施行や、リサイクル製品の認定制度、資源化情報サイトの開設など資源の有効利用の支援施策を実施してきたところ、事業者の自主的なゼロ・エミッションの取組や廃棄物のエネルギー利用が進んだこともあり、資源化されない産業廃棄物の量は大きく減少してきています。また、下水道の進捗に伴い汚泥の増加が見込まれますが、引き続きエネルギー利用も含めた有効利用を推進していく必要があります。

新たな不法投棄など不適正処理件数は年々減少傾向にあり、新規に発生した事案がその発見年度内に解決できた率（新規事案の年度内解決率）も向上しているものの、現在も年間200件あまりの新規案件の発生がみられます。

今後、さらなる循環型社会の構築を目指して、廃棄物の3Rの取組を一層推進するとともに、廃棄物の不法投棄など不適正処理の未然防止や早期改善に向け適切に対応していく必要があります。

3 施策の方向

◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 廃棄物の3Rの取組を進め、廃棄物の処理に必要なエネルギー使用を削減すること、廃棄物をエネルギーとして再利用することなどにより、温室効果ガスの排出量の抑制を図り、低炭素社会の実現を目指します。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- ごみのポイ捨てや不法投棄など、不適正処理の未然防止や早期改善に取り組むことにより、快適な琵琶湖環境の維持を図ります。

(1) 3Rの推進

- 滋賀県リサイクル製品認定制度による認定製品（ピワクルエコ製品）の周知や長く使えるものを選ぶなど、グリーン購入の啓発などにより、廃棄物の排出削減を図ります。
- 各種リサイクル法令の運用や、排出事業者、処理業者、市町などでの資源化処理の推進により、発生後の廃棄物の資源化を進めます。
- 農村地域に多量に存在している、もみ殻、家畜ふん尿、生ごみ、集落排水汚泥など生物由来の有機性資源（バイオマス）を、たい肥やエネルギーなどとして利活用する資源循環型の農村社会の構築を進めます。
- 公共施設の適切な維持管理による長寿命化を図り、建築工事廃棄物の発生抑制に努めます。

(2) 廃棄物の適正処理の確保

- 廃棄物の適正処理のために必要となる処理施設が確保されるよう、排出事業者、処理業者、市町などによる主体的な整備を進めます。
- 産業廃棄物排出事業者や処分業者などへの適正処理にかかる指導を徹底し、生活環境の保全を図ります。
- 「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」によるごみのポイ捨て禁止などの主旨の徹底と、美化活動の推進により、美しい湖国づくりを行います。
- 県民が安心して暮らせる環境を確保するため、不法投棄に対しては、未然防止対策・監視通報体制強化・原状回復対策を推進します。
- 地下水汚染などの生活環境保全上の支障およびそのおそれが生じているRD最終処分場問題の早期解決を図ります。

4 数値指標

関 連 指 標	単 位	実 績	平成22年度 中 期 目 標	平成25年度 目 標
県民1人が1日に出すごみの量	g	(平成18年度) 948	900	(※1) 900以下
1年間に出る資源化されない産業廃棄物の量	千トン	(平成18年度) 240	200	(※1) 200を維持
1年間に出る資源化されない一般廃棄物の量	千トン	(平成18年度) 367	210	(※1) 210を維持
不法投棄など産廃不適正処理事案新規分年度内解決率	%	(※2) 71	80	80

(※1) 「県民1人が1日に出すごみの量」、「1年間に出る資源化されない産業廃棄物の量」、「1年間に出る資源化されない一般廃棄物の量」は平成22年度に「第三次滋賀県廃棄物処理計画」の策定を行い、平成27年度目標値を設定する予定

(※2) 「不法投棄など産廃不適正処理事案新規分年度内解決率」の実績の数値は、平成14年度から平成18年度の平均値

第4章 重点プロジェクト

第4章では、第3章で方向付けた施策の中から、長期的な目標の実現に向けて、特に重点的に取り組む施策（群）を、重点プロジェクトとして示します。

(1) 低炭素社会の実現

低炭素社会の実現には、国による社会経済制度の大胆な転換やエネルギー供給事業者をはじめとする大規模排出事業者の削減の取組が不可欠ですが、ここでは、家庭、地域、県域を対象に地産地消やまちづくりなど地域活性化の視点に配慮した取組をプロジェクトとして掲げます。

- ・「みるエコおうみ」プロジェクト
- ・「しが炭素基金」プロジェクト

- ・「農産物の地産地消の確立」プロジェクト
- ・「県産木材の利用促進」プロジェクト
- ・「持続可能な交通システム」プロジェクト
- ・「わが家もソーラー発電所」プロジェクト

・(2) 琵琶湖環境の再生

琵琶湖環境の再生には、森林の適正な管理、下水道などの排水処理対策、市街地や農地の面源負荷対策など流域全体での継続的な取組が必要ですが、ここでは、「琵琶湖と暮らしの関わりの再生」、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」、「水環境の保全」という視点から琵琶湖環境の再生につながる新たな取組をプロジェクトとして掲げます。これらのプロジェクトは、マザーレイク21計画（第2期計画）においてさらに具体化される予定です。

- ・「琵琶湖と暮らしの関わり再生」プロジェクト
- ・「琵琶湖の生きものにぎわい再生」プロジェクト
- ・「水環境の保全」プロジェクト

1 「みるエコおうみ」プロジェクト

〔ねらい〕

家庭での二酸化炭素の削減効果の「見える化」を図り、温暖化問題を「自分ごと」として意識できるよう、インターネット上で気軽に参加できる「みるエコおうみ」プログラムの普及を図ります。

〔展開方向および事業内容〕

システムの改良を行うなど、プログラムの充実により参加者の拡大を図り、また市町の同様の取組とも連携を図りながら、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進し、家庭部門での二酸化炭素の着実な削減につなげます。

● 「みるエコおうみ」プログラム推進事業

（事業概要）

各家庭がインターネット上で環境に配慮した取組結果を入力し、その取組に対して企業などから特典や割引が得られる仕組みをつくり、家庭における二酸化炭素排出量の削減の取組を推進する。

2 「しが炭素基金」プロジェクト

〔ねらい〕

経済発展と温室効果ガス削減を同時に達成するため、経済界と県が協働してカーボンオフセット制度を創設します。

※ カーボンオフセットとは、住民、企業などの社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動に資金提供すること

などによって、その全部または一部を相殺すること。

〔展開方向および事業内容〕

環境経済で県内の雇用創出と事業革新を牽引することを目的とした県と経済界が協働で取り組む「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」の一環として「しが炭素基金」を設置し、カーボンオフセット制度を創設・運用します。

● 滋賀エコ・エコノミープロジェクト推進事業

（事業概要）

「しが炭素基金」を設置し、低炭素社会の実現に資する新規事業への助成や温室効果ガス削減の優良事例を表彰することにより、事業者の低炭素社会づくりへの理解と関心を深める。そして、事業者が県内の温室効果ガス削減事業を活用してカーボンオフセットする制度の運用につなげる。

3 「農産物の地産地消の確立」プロジェクト

〔ねらい〕

地場野菜の生産拡大と流通体制の整備により地産地消を進めるとともに、学校などでは、地産地消とあわせて食品資源が地域循環する仕組みづくりを進めます。

〔展開方向および事業内容〕

(1) 地場農産物の生産拡大と県内流通の促進

環境こだわり農産物をはじめとする地場野菜を県内消費者へ安定的に供給するため、生産振興を図るとともに、県内量販店に向けた通年供給体制を整備します。また、県内農産物の需要喚起を図ります。

● 近江の園芸特産チャレンジャー事業

（事業概要）

県産農産物を安定供給するため、低コスト・省力化技術の導入、栽培施設の整備による生産拡大を図る。

● 「近江の野菜」県内流通促進事業

（事業概要）

環境こだわり野菜を中心とした県産野菜を量販店へ年間供給する県内流通システムを確立する。

● しがの農水産物マーケティング戦略推進事業

（事業概要）

県と県内の食品販売事業者などが協働して、県産農産物を定期的にクローズアップする取組（「おいしが うれしが」キャンペーン）などを実施する。

滋賀の「顔」となり、県民が愛着心を抱くような農産物を育成する。

● にぎわいのまちづくり総合支援事業（地産地消こだわり支援）

（事業概要）

商店街の空き店舗活用による地元野菜の直売店舗の整備などを支援する。

(2) 食品資源が地域循環する地産地消モデルの推進

学校給食などへの安定的な地場農産物供給体制とあわせて、食品資源を活用した地域循環の仕組みづくりを進めます。さらに、地場農産物の学校給食への活用を通じて食育を推進します。

● 地場農産物が支える学校給食推進モデル事業

(事業概要)

生産者と学校給食関係者が連携して、食育農園の設置を進め、学校給食へ地場農産物を供給する地域モデルを構築する。

● 栄養教諭を中核とした食育推進事業

(事業概要)

地場農産物が支える学校給食推進モデル事業の対象市町（地域）の学校を研究指定校に指定し、地場農産物を活用した食育を推進する。

(3) 飼料の地産地消の推進

休耕田などを活用した家畜飼料の自給拡大を図ります。

● 飼料自給率向上対策事業

(事業概要)

水田特化型の本県の特徴を活かして、稲発酵粗飼料や飼料用米の生産拡大による飼料自給率の向上を図り、輸入飼料の輸送に係るエネルギー消費の削減と畜産経営の安定を図る。

4 「県産木材の利用促進」プロジェクト

〔ねらい〕

森林資源の循環利用を促進するため、県産木材の生産流通体制を整備するとともに、県産木材を活用した良質な木造住宅の普及促進を通じて、木材の地産地消を推進します。

〔展開方向および事業内容〕

(1) 県産木材の生産流通体制の整備

適期に適切な森林整備を推進するため、県産木材の生産流通体制を整備します。

● 県産木材生産体制整備支援事業

(事業概要)

施業の集約化および低コスト施業をモデル的に実施し、森林組合などの経営力や技術力を高めるとともに、モデル地域の成果を周辺森林へ波及させる。

● 県産木材流通拠点整備支援事業

(事業概要)

県産木材の安定供給に不可欠な流通拠点の整備に向けた支援および拠点稼働（平成23年度予定）後に必要な運営支援を行う。

(2) 県産木材の利用拡大

良質な木造住宅のづくり手や住まい手・利用者への支援、公共施設などでの県産木材の利用を通じて、消費の拡大を図ります。

● 滋賀らしい環境こだわり住宅推進事業

(事業概要)

県民や事業者、技術者を対象とした木造住宅についての研修会や住宅見学会などの開催を支援する。

木造住宅のづくり手である設計者、大工・工務店、木材供給者のネットワークづくりを支援する。

● 未来へつなぐ木の良さ体感事業

(事業概要)

木の良さを体感する機会を県民に提供することで、びわ湖材の積極的な利用を普及啓発する。

● 滋賀県産木材利用指針の見直し

(事業概要)

公共施設などでの県産木材の利用を促進するため、木造・木質化する場合の「判断基準」を明確にする。

● 県産材の規格化の検討

(事業概要)

公共施設などの県産木材での木質化を推進するため、壁、床などの内装材の規格の統一を図る。

5 「持続可能な交通システム」プロジェクト

[ねらい]

駅周辺や企業・事業所が集積した地域で、通勤や買い物の近距離のマイカー移動を自転車やバスへ転換します。

[展開方向および事業内容]

(1) 自転車利用の促進

市町と協働して、重点エリアを選定し、計画的かつ集中的に取組を実施することにより、自転車利用の先導的な地域モデルを構築します。

● 持続可能な滋賀社会づくり構想推進事業（持続可能な滋賀の地域社会応援プロジェクト）

(事業概要)

意欲ある市町と県が協働して、低炭素社会の実現に向けた取組をモデル的に実践する。

<モデル市町（地域）を支援する関連施策>

① レンタサイクル整備・充実支援

市町が実施する駅などでのレンタサイクルの整備・充実に対して支援する。

② 自転車走行環境の整備

自転車走行帯の整備、危険箇所の点検・補修など自転車走行環境を整備する。

③ にぎわいのまちづくり総合支援事業（自転車利用拡大支援）

商店街の空き店舗活用によるレンタサイクル施設の整備などを支援する。

(2) バス利用の促進

企業や地域において、マイカー通勤の削減やバス運行の活性化を交通事業者や関係自治体と協働して検討するとともに、モビリティ・マネジメントの実施によりマイカーからバス利用への転換を促進します。

また、バス事業者などが行う利用促進のための取組を支援するとともに、PTPS（公共車両優先システム）などのバス利用者の利便性を向上させるシステムの導入を検討します。

● 環境に配慮したクルマ利用モデル事業

（事業概要）

企業や住民、交通事業者、関係自治体との協働による、マイカー通勤の削減策やバスの活性化策の検討に対して支援する。

● エコ交通推進啓発事業

（事業概要）

交通事業者、関係団体、関係市町などが連携して実施する公共交通機関利用促進事業（バス利用者への特典付与など）の広報啓発に要する経費を支援する。

● 公共交通情報一元化システム導入検討

（事業概要）

鉄道、バスといった公共交通機関のダイヤ、運賃、乗り継ぎ情報などをパソコンや携帯電話から入手できるシステムの導入を検討する。

● PTPS導入検討

（事業概要）

定時性の確保のための取組として、信号制御などにより交差点でバスを優先通過させるシステム（PTPS）の導入を検討する。

6 「わが家もソーラー発電所」プロジェクト

〔ねらい〕

温室効果ガス排出量の増加が懸念されている家庭部門において、地球温暖化防止に寄与することを目的として、一般住宅における太陽光発電設備の設置者に対する補助制度を設けることなどにより、設置の促進を図ります。

〔展開方向および事業内容〕

一般住宅における太陽光発電設備の普及促進を図るため、国の経済危機対策にかかるしくみを活用した補助制度などによる支援を行います。

● 住宅用太陽光発電導入支援対策事業

（事業概要）

太陽光発電設備の普及促進を図るため、一般住宅における太陽光発電設備の設置に対して補助金を交付する。

● 住宅用太陽光導入・省エネグリーン化推進事業

(事業概要)

一般住宅において、太陽光発電設備の設置と一定規模以上の省エネ・グリーン化改修等を複合的に進めるための支援を行う。

7 「琵琶湖と暮らしの関わり再生」プロジェクト

[ねらい]

琵琶湖と暮らしの関わりの再生に向け、琵琶湖を意識した暮らしぶりの提案を行います。

[展開方向および事業内容]

暮らしが琵琶湖の水環境などに与える影響を明らかにすることにより、琵琶湖への負荷削減を図る暮らしを提案します。また、県民が琵琶湖や川と関わる機会を増やすとともに、琵琶湖についての環境情報の発信や環境学習の充実を図ります。

●暮らしと琵琶湖の水環境との関連調査

(事業概要)

食べ物、日用品などについての分解性調査を実施し、その結果をもとに暮らしの見直しを提案することにより、各家庭での負荷削減を図る。

●琵琶湖との関わりの機会拡大の取組

(事業概要)

湖魚料理を食べる機会、琵琶湖や川と触れあい、遊ぶ機会、琵琶湖の保全に県民が参加する機会を拡大する取組を推進する。

●琵琶湖に関する情報提供と環境教育の推進

(事業概要)

県ホームページで琵琶湖の環境情報を発信するとともに、大人を対象とした環境学習および学校での環境教育の充実を図る。

8 「琵琶湖の生きものにぎわい再生」プロジェクト

[ねらい]

琵琶湖の在来の魚や貝を増やし、本来の生態系を回復するため、南湖の生きものの再生や早崎内湖の再生を図ります。

[展開方向および事業内容]

(1) 南湖の生きものの再生

かつて、ホンモロコやニゴロブナなどの産卵、生育の場として重要であった内湖について、田んぼ、内湖、水路、琵琶湖との横断方向のつながりを確保し、生きものの再生に取り組みます。

●南湖の生きものの再生事業

(事業概要)

琵琶湖と田んぼのつながりを再生させるため、水路・田んぼへの魚の遡上状況などの調査や候補地域・手法などの検討を行うとともに、琵琶湖から田んぼへ魚が遡上するための水路などの整備を行う。

(2) 早崎内湖の再生

先進性の高い早崎内湖の再生を進めることにより、今後の湖沼保全のモデルとして確立します。

● 早崎内湖再生事業

(事業概要)

平成20年度以降、用地測量、地形測量、文化財調査などを実施し、平成22年度までに早崎内湖再生実施計画を策定する。

9 「水環境の保全」プロジェクト

〔ねらい〕

今後の効果的な琵琶湖の総合保全施策を進めるため、CODが改善しない要因について調査研究し、新たな有機汚濁指標なども含めた検討を進めます。

〔展開方向および事業内容〕

水質汚濁メカニズムの解明および水質シミュレーション（模擬実験）による難分解性有機物の収支を把握することにより、効果的な有機物対策の実施や適切な水環境の指標策定などにつなげます。

● 水質汚濁メカニズム解明調査

(事業概要)

点源、面源などの流入負荷についての調査、主要河川における難分解性有機物の変動の把握調査、プランクトンなどによる内部生産についての調査および水質シミュレーションによる有機物収支の把握を行う。

第5章 計画の円滑な推進

第5章では、計画の円滑な推進を図るために配慮すべき事項を示します。

1 関係諸計画への確実な位置付け

本計画に掲げた長期的な目標の実現に向けて、関係部局は連携を図るなど、総合的な視野に立って施策を講じることが必要です。このため、環境関係の計画のみならず、土地利用、産業振興、住宅政策、農林水産業政策、交通政策などに関する計画においても、本計画の長期的な目標や施策の方向を反映させるものとします。

2 計画の進行管理・見直し

本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA型行政運営システム（計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－反映・見直し（ACTION））」によって進行管理を

行い、計画の継続的改善を図ります。

計画の点検・評価は、年度ごとに環境白書やホームページなどを活用して広く公表し、県民、事業者などから意見・提言を求めます。

また、長期的な目標の進捗を測る適切な指標について検討を行います。

3 環境への配慮のための指針

県民、事業者、行政など各主体が、日常生活や事業活動において環境への負荷を低減する役割を積極的に果たしていくため、環境配慮のための指針を定め、広く活用を図ります。